

から各々サンプルを抽出し現物と照合した結果、全て現物と照合できたものの、以下のものについて、『備品原簿一覧表』上に記載された物品分類コード等が表示されたラベル等の貼付を確認できなかった。なお、それ以外の項目に関しては、実施した手続の範囲内において特に記載すべき事項はない。

※ ラベル等の貼付が困難とは思われないにも関わらず、貼付がなされていなかったもの。

【備品：重要物品以外】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-14-01-12-031	日射計 (直達日射量測定装置)	000001	2,221,700 円
2	1-15.01-01-014	排気・循環装置 (ドラフトチャンパー)	000004	2,163,000 円
3	1-17-02-01-017	土壌消毒器	000001	2,423,715 円

※ ラベル等は添付されているが、備品原簿一覧表上の番号とは異なる番号が貼付されていたもの。

【備品：重要物品以外】

	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-15-05-01-007	X線検査装置	000001	2,040,000 円

c. 行政財産の使用許可関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(iv) 木高研

a. 公有財産関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

b. 物品関係

備品（一般重要物品）、備品（重要物品以外）及び備品（自動車類）から各々サンプルを抽出し現物と照合した結果、木高研敷地外部に設置されているものを除き全て現物と照合できたものの、以下のものについて、備品原簿一覧表上に記載された物品分類コード等が表示されたラベル等の貼付を確認できなかった。

特に、一般重要物品に関しては、古い固定資産管理番号が記載さ

れたラベルが貼付されたものが散見されたのみであり、結果として、サンプルとして抽出したものの全てについて正確なラベルの貼付が確認できなかった。

なお、それ以外の項目に関しては、実施した手続の範囲内において特に記載すべき事項はない。

【備品：一般重要物品】

区分	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-11-02-02-009	電子顕微鏡 (走査電子顕微鏡)	000002	23,247,100 円
2	1-11-02-02-009	電子顕微鏡 (工業用走査型共焦点レーザー)	000003	26,780,000 円
3	1-14-01-14-013	赤外線分光光度計 (フーリエ変換赤外分光光度計)	00001	34,000,300 円
4	1-14-01-33-003	音響測定計 (音響測定装置)	00001	32,988,840 円
5	1-15-01-02-020	強度試験機 (木材実大強度試験機)	00002	38,250,000 円
6	1-15-01-11-001	振動発生装置 (水平振動試験装置)	00001	52,015,000 円
7	1-15-01-99-027	集塵機 (木材加工用集塵装置)	00001	29,218,240 円
8	1-15-02-99-039	核磁気共鳴装置	00001	49,769,600 円
9	1-28-02-08-015	ホットプレス (大型ホットプレス:蒸気式)	00002	33,166,000 円
10	1-28-07-03-005	熱処理装置 (高温高圧木材熱処理プレス)	00002	53,560,000 円
11	1-30-01-01-99	接着剤塗布・OSB フォーミング装置	00002	37,327,200 円
12	1-30-01-02-013	ベニヤレース (フレーキングベニヤレース)	00001	26,702,750 円

13	1-30-01-02-017	単板巻取巻戻装置 (スパイラルワインダー)	00001	25,544,000 円
14	1-30-01-03-999	加圧レファイナー	00002	31,415,000 円

【備品：重要物品以外】

	物品分類コード	品名・名称	記番号	取得価格
1	1-14-01-12-999	旋光度計	00001	2,240,250 円
2	1-14-01-12-999	赤外光音響分光ユニット	00002	2,647,100 円
3	1-14-01-14-999	マクロ熱重量測定装置	00001	2,050,000 円
4	1-15-01-02-999	実大構造加力試験装置	00001	2,232,010 円
5	1-15-01-03-006	伸縮度試験機 (非接触型標線間伸び計)	00001	2,678,000 円
6	1-15-02-06-011	遠心分離機	00005	2,488,500 円
7	1-16-01-11-002	プラズマ装置	00001	2,480,000 円
8	1-16-02-06-999	スーパーノッチフィルタ ー	00001	2,708,900 円
9	1-28-05-01-004	スプレーガン (スプレーブース)	00001	2,447,900 円
10	1-30-01-02-001	単板製材機械 (クリッパー)	00001	2,510,930 円
11	1-3.02-01-999	パルプ蒸解用オートクレ ープ	00001	2,672,850 円

c. 行政財産の使用許可関係

実施した手続の範囲内においては、特に記載すべき事項はない。

(2) 図書の管理状況

ア. 概要

県立大学の図書館はそれぞれのキャンパスに置かれており、秋田キャンパス・本荘キャンパス・短大は、「図書システム」により図書を管理し、情報ネットワークシステムを構築している。このためインターネットを利用した図書利用が可能となっている。木高研は、図書館というより図書室という位置付けのため、図書システムを利用せず独自のシステムにより管理されている。

各キャンパスの蔵書は秋田キャンパス 30,013 冊、本荘キャンパス 40,523 冊、短大 44,867 冊、木高研 6,414 冊となっている。

図書は、物品に区分され『図書原簿』により管理されており（財務規則第 362 条）、『図書原簿』への登載は、取得価格の単価が 1 万円以上のものを登載することになっている。

イ. 監査手続

- ① 図書の蔵書点検(たな卸)の状況を関係職員にヒアリングし、一定の手続きに基づき適正に実施されているか検証した。
- ② 『図書原簿』よりサンプルを抽出し、現物とのを突合を実施した。
- ③ 図書の購入手続は適正になされているか関係書類を入手し査閲するとともに、事務手続きが条例及び規則等に従い適切に実施されているか検証した。
- ④ 未返却図書等の関係書類を査閲するとともに、関係職員に管理状況をヒアリングし適正に管理されているか検証した。
- ⑤ 学術研究交付金で購入された図書についての関係書類を査閲し、必要に応じて関係証憑との照合を実施し、事務手続きが条例及び規則等に従い適切に実施されているか検証した。

ウ. 監査の結果

(i) 秋田キャンパス・本荘キャンパス

以下の項目を除いては、特に記載すべき事項はない。

a. 未返却図書の管理状況について

図書の貸出返却の期間は、基本的には 2 週間以内となっている（教職員は 1 ヶ月以内）（秋田県立大学図書館利用要領第 10 条）。秋田・本荘キャンパスでは、図書館で貸出された図書について、貸出期間を経過しても返却がなされない図書の把握は、「督促状・督促一覧リスト」を月末に出力して行われ、それをもとにメール・電話・学内の連絡版に表示・督促状の送付等の督促がなされる。平成 14 年 10 月 25 日現在の未返却状況は以下のようになっている。

(単位：冊)

返却日よりの超過月数	秋田	本荘
20 ヶ月以上	—	1
10 ヶ月以上	1	1
6 ヶ月以上	5	5

5ヶ月以上	6	—
4ヶ月以上	4	—
3ヶ月以内	273	558
合 計	289	565

特に、長期に未返却となっている図書の場合、現物自体が存在していない可能性もあり早急にその確認等が必要である。

また、督促手続きは、秋田キャンパスでは毎月1回、本荘キャンパスでは長期休暇の前及び毎月月末(長期休暇時を除く)に行われているようであるが、その手続きは定められた規程に基づきなされているわけではなく、従来からの慣行によりなされている。今後は、督促手続等の規程類の整備及び未返却の場合の取扱を明確にし、上記のような長期未返却図書の管理を厳格に行うべきである。

b. 学術研究交付金（研究費）で購入された図書の管理状況

学術研究交付金（以下、「交付金」という。）で購入された図書については、秋田県立大学学術研究交付金条例、同施行規則及び同要綱に定められている。

・秋田県立大学学術研究交付金条例

「(設備等の寄付)

第 12 条 研究グループの代表者は、交付金により設備、備品又は図書を取得したときは、規則で定めるところにより、県に寄付しなければならない。」

・秋田県立大学学術研究交付金施行規則

「(設備等の寄付)

第 12 条 条例第 12 条の規定により県に寄付しなければならない設備又は備品は、一件の購入価格が 3 万円以上の設備又は備品とする。」

・秋田県立大学学術研究交付金要綱

「(設備等の寄付)

第 26 条 研究グループの代表者は、交付金により設備、備品又は図書を取得したときは、それを県に寄付しなければならない。

2 前項の規定により寄付しなければならない設備又は備品は、1 件の購入金額が 3 万円以上の設備又は備品

とする。

- 3 前各号に定める設備、備品又は図書は、取得した日の属する会計年度の翌年度の4月末日までに寄付しなければならない。」

平成13年度交付金を交付されたのは、秋田キャンパスと本荘キャンパスの教員に対してである。上記規程によれば、交付金により取得した図書は、取得した日の属する会計年度の翌年度の4月末日までに寄付をしなければならないとされている。しかしながら両キャンパスとも、13年度の交付金により購入した図書に関しては、県に対する寄付行為はなされていない。このため、当然ながら現在のところ図書システムに登録がなされていない状況(『図書原簿』も未登録)である。また、寄付行為がなされていないため規程上は教員の私物のような状況になっている。

早急に、寄付行為を行うと共に図書館における管理に付すべきである。

(ii) 短期大学部

a. 図書システムへの登録状況

短大では、図書システムが導入(平成11年度より)されているが、同システムへの登録(入力)状況は現在のところ約50%程度とのことである。このため未登録の図書の貸出し処理は、図書に添付されている「図書カード」を図書職員が図書館に保管することにより行われる。県立大学は、情報ネットワークシステムを構築しており、インターネットを利用した図書利用が可能となっている。同システムの有効性を高め、蔵書点検(たな卸調査)を効率的に行うためにも、早期の図書登録が必要である。

b. 蔵書点検(たな卸)実施状況及び不明図書の把握状況

短大では、過去10年程、蔵書点検(たな卸)を実施していない。このため、不明図書の把握もなされていない。

短大は、現在図書システムが導入されており、一部の図書についてはバーコード管理がなされていることから、ハンディーターミナルを利用した蔵書点検(たな卸)を実施することは可能である。

地方財政法第8条に規定されているとおり、地方公共団体は、その財産を常に良好の状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に運用することが求められる。これらの要請に応えるた

めにも、財産及び物品等の現況を的確に把握することが必要であり、蔵書点検(たな卸)の実施はその基本となるものである。適正な現物管理の実施のためにも、毎年最低1回の蔵書点検(たな卸)を実施することが必要である。

c. 未返却図書管理状況

図書システムに登録されている図書については、「督促状・督促一覧リスト」を出力し督促を行うが、システム入力されていない図書については、図書館に保管されている「図書カード」により督促を行っている。督促は、長期休暇の前に督促状を使い学生のみになされる(年3回程)。図書カードを査閲したところ、平成14年11月27日現在で以下の未返却図書があった。

貸出日	未返却者	貸出冊数
平成 2年1月11日	A教員	1
平成 3年6月10日	//	3
平成 3年7月 8日	B教員	1
平成 6年1月 3日	C職員	1
平成11年5月12日	D職員	1
平成12年4月24日	//	1
平成12年5月 9日	//	1
合 計		9

また、「督促状・督促一覧リスト」(平成14年10月25日出力)による未返却図書の状況は以下となっている。

返却日よりの超過月数	貸出冊数
20ヶ月以上	2
10ヶ月以上	3
6ヶ月以上	9
5ヶ月以上	2
4ヶ月以上	8
3ヶ月以内	56
合 計	80

上記長期未返却図書の貸出者のほとんどは、教員及び職員となっている。往査時点において督促手続きは、学生のみになされており、教員及び職員にはなされていない状況であった。今後は、学生のみ

ではなく全ての未返却貸出者に督促を行う必要がある。

(iii) 木高研

a. 現物確認状況

『図書原簿』をもとに、サンプルを抽出して現物確認を実施した結果、4冊について現物確認が出来なかった。これらは貸出記録もないことから、貸出手続きをすることなく、貸出されたものと考えられる。

木高研では、蔵書点検(たな卸)は毎年3月末か4月上旬に実施されているとともに、不明図書の把握も行われておりその点について問題はない。

平成14年4月の蔵書点検(たな卸)の結果、不明図書は31冊であった。このうち2年超の不明図書は、18冊である。蔵書数や利用状況を勘案した場合、不明図書の発生はあまり考えづらいが、今後の管理の徹底が望まれる。

b. 図書システムの利用について

木高研は、県立大学の各キャンパスで利用されている「図書システム」を導入しておらず、独自のシステム(木高研の研究者による自前のソフト)で管理・運用されている。

県立大学・短大は情報ネットワークシステムを構築しており、インターネット等での図書の利用が可能となっているが、木高研の図書は「図書システム」での管理がなされていないことから、外部からの利用のみならず、県立大学等の学生の利用が制限される状況にある。

木高研は、その蔵書数も他のキャンパスに比べ少なく、その位置付けも図書館というより図書室に近いことを考えた場合、早急な図書システムの導入を強制するものではないが、蔵書数が多くなる場合や他のキャンパスの学生等の利用が増加する場合には、適時な情報を入手し図書を管理するため、図書システムの導入を検討する必要がある。

(3) 県職員住宅建築費償還金

県は県立大学職員住宅として使用するために、地方職員共済組合秋田県支部(以下、「共済支部」という。)と建物等賃貸借契約を締結している。その賃貸借物件の内容は以下の【賃貸施設】のとおりである。

【賃貸施設】

① 県立大学(秋田キャンパス)

所在地 秋田市飯島美砂町 316
所有者 地方職員共済組合 理事長 柳 克樹
共同住宅 構造等 鉄筋コンクリート造4階建 3棟 55戸・集会室1室
延床面積 4,543.18 m²
受水槽室 構造等 鉄筋コンクリート造平家建1棟
延床面積 50.00 m²
物 置 構造等 木造平家建 7棟
延床面積 181.44 m²
ゴミ置場 構造等 鉄筋コンクリート造平家建 1棟
延床面積 16.00 m²

② 県立大学(本荘キャンパス)

所在地 本荘市東町 64-22
所有者 地方職員共済組合 理事長 柳 克樹
共同住宅 構造等 鉄筋コンクリート造4階建 1棟 24戸
延床面積 1,953.92 m²
物 置 構造等 木造平家建 2棟
延床面積 79.48 m²

③ 県立大学(本荘キャンパス)

所在地 本荘市出戸町字中梵天 5-3
所有者 地方職員共済組合 理事長 柳 克樹
共同住宅 構造等 鉄筋コンクリート造4階建 1棟 20戸
延床面積 1,691.76 m²
機械室 構造等 コンクリートブロック造平家建1棟
延床面積 27.00 m²
物 置 構造等 木造平家建 1棟
延床面積 64.80 m²
ゴミ置場 構造等 木造平家建 1棟
延床面積 7.20 m²

③ 県立大学(本荘キャンパス)

所在地 本荘市花畑町 2-32-2
所有者 地方職員共済組合 理事長 柳 克樹

共同住宅 構造等 鉄筋コンクリート造4階建 1棟20戸
延床面積 1,691.76 m²
機械室 構造等 コンクリートブロック造平家建1棟
延床面積 27.00 m²
物 置 構造等 木造平家建 2棟
延床面積 64.80 m²
ゴミ置場 構造等 木造平家建 1棟
延床面積 7.20 m²

(単位；千円)

区 分		秋田キャンパス	本荘キャンパス	本荘キャンパス	本荘キャンパス	合 計
		秋田市 飯島美砂町	本荘市東町	本荘市出戸町字 中梵天	本荘市花畑町	
賃貸料	第1回分賃料	30,976	12,957	14,219	10,782	68,934
	2回目以降賃料	106,957	43,485	43,175	40,356	233,973
借入金	償還年月日	13年7月20日	13年7月20日	13年7月20日	13年7月20日	—
	償 還 額	106,957	43,485	43,175	40,356	233,973
	元 金	68,817	27,978	27,779	25,965	150,540
	利 息	38,140	15,506	15,396	14,391	83,434
	未償還残高	1,123,067	456,600	453,350	423,748	2,456,766

この建物等賃貸借契約に関する一連の事務手続きについて資料の査閲及び質問等を行った結果は、次のとおりである。

ア．債務負担行為について

当該建物等賃貸借契約は長期（15年間）にわたる契約となるため、「行政実例」に示されているとおり、債務負担行為として毎年度予算による議決がなされており適正な手続が踏まれている。

なお、債務負担行為については、旧自治省財政局長から各都道府県知事宛てに示された「債務負担行為の運用について」（昭和47年9月30日自治導第139号）がある。その中で、債務負担行為本来の設定趣旨に反する事例の急増を背景（当時の状況）に「もっぱら財源調達的手段として債務負担行為を設定し、当該施設の建設完了後その建設に要した経費を長期にわたり支出する事例」を取り上げ、「この種の債務負担行為は、制度の趣旨に照らして適当なものと認めがたいので、このような運用は現に慎むとともに公共施設等の建設に要する経費は当該建設年度の歳入歳

出予算に適正に計上して処理すること。」としている。この文書は県が直接施設を建設するにあたって当該建設年度の歳入歳出予算に適正に計上して処理すべきであり、もっぱら財源調達的手段として債務負担行為を設定し、当該施設の建設完了後その建設に要した経費を長期にわたり支出することを禁止したものと考えられる。上記の建物等賃貸借契約に基づく借受財産である職員住宅は、共済支部が建設したものであるため形式的には当該文書には抵触しないように考えられるが、実質的に判断するとき、当該職員住宅は実質的には県が地方職員共済組合から長期の借入をして建設した県の所有物件と同視できるものと考えることができ、実質的に当該文書の趣旨に反するものであると考えられる。なぜなら、当該建物賃貸借契約に次の条項が規定されているためである。

- ① 賃貸施設にかかる租税公課及び損害保険料は共済支部が負担するが、第2回目以降の賃借料の中で当該租税公課等を県が負担することとなっていること（第5条前段、第2条）。
- ② 修繕その他の保守に要する経費は県が負担することとなっていること（第9条後段）。
- ③ 県が第16回分の最終の賃借料を支払った日に賃貸施設の所有権を県に無償で譲渡することとなっていること（第16条）。
- ④ 施設の維持、管理の責任は県が負うこととなっていること（第9条）。

イ.『借受財産台帳』について

当該職員住宅用の建物の所有権は共済支部にあり、県は当該建物を借り受けていることから、借受財産の管理のために『借受財産台帳』を整備する必要がある（財務規則第340条第1項）。

上記の借受財産について規則に基づき『借受財産台帳』が整備されていた。

ウ.借受財産の所管換について

借受財産を所管換する場合には、各部局長は公有財産の所管換に準じて「借受財産所管換協議書」を出納局長に協議のうえ、「借受財産引継書」により引き継ぐ必要がある（財務規則第340条第2項、第326条第1項なお、第326条第1項に規定されている「公有財産所管換協議書」及び「公有財産引継書」はそれぞれ「借受財産所管換協議書」及び「借受財産引継書」と読み替えることとする。）。

しかし、当該職員住宅用の建物については、財務規則第326条第1項

の手続がなされていない。したがって、総務部長は「借受財産所管換協議書」を出納局長に協議のうえ、「借受財産引継書」により当該借受財産を企画振興部長へ引き継ぐ必要がある。

なお、当該借受財産の敷地である土地（普通財産）については、「公有財産引継書」により総務部長から企画調整部長（現企画振興部長）への引き継ぎが規則に従い適正になされている（人－3231 平成12年3月29日付）。

エ．県所有の土地（普通財産）の無償貸与について

共済支部が建設する県の職員住宅用の建物用地は、事実上、県から無償で貸与されている。これについて、共済支部としては地方職員共済組合の内規（「不動産投資に関する事務取扱要綱について（昭62.7.1地共福発第217号 各都道府県支部長あて 理事長）」第2条第1項（1）オ（ア））に基づき「地方公共団体の所有する土地（借地を含む。）に建設」するものとされている。しかし、県としては、所有する土地（普通財産）を外部の第三者に貸与しているにもかかわらず、無償貸与の明確な手続きがとられていない。共済支部は県から独立した法人であるため、普通財産である土地の無償貸与に関して適正な手続を行う必要がある。

オ．職員公舎の家賃収入について

職員公舎の家賃収入の会計処理科目は現在次のとおり行われており、共済支部から長期賃貸している物件であっても、県が直接所有しているものと同様の処理を行っている。

款：財産収入
項：財産運用収入
目：財産貸付収入
節：建物賃貸収入

しかし、職員公舎の建物については厳密に言えば契約上県が所有しているわけではないため、賃貸物件からの転貸収入として次のとおり処理を行うことが現行制度上、正しいものである。

款：諸収入
項：雑入
目：雑入
節：雑入

なお、この会計科目の件や借受財産の管理に関して、関連意見を述べ

ると結論として、借受財産であっても一定の条件があれば県が所有している財産と同様の管理や会計処理を行うことを認めるべきであり、むしろそのように考えることが使用の実態に対応した十分な管理が行いうるものとする。

ここで「一定の条件」とは、職員公舎の例にあるとおり、次の条件である。

- ① 借受財産を使用し収入を受け入れる権利が法的又は契約上確定していること。
- ② 修繕その他の保守に要する経費を県が負担することとなっており、施設の維持、管理の責任を県が負うこととなっていること。
- ③ 契約期間の終了などを条件として借受施設の所有権が県に無償で譲渡されることとなっていること。

このように考えれば、現在処理されている当該職員公舎の家賃収入科目は実態に合った合理的なものであると考えられる。

また、借受財産の管理等について、財務規則上、「取得」を除き公有財産の管理規定等の準用規定がある（財務規則第340条第2項）が、「取得」に関する規定も準用されることが合理的である。なぜなら、特に職員公舎のような重要な資産について、単に借り受けていることだけを理由として県の管財部門が整備する『公有財産台帳』に登載する法的な必要性はないとすることは、全庁的に適切な財産管理を行う上で大きな支障を来す可能性が高いためである。